

若者の政治参画を促進する抜本的改革を求める要望意見書

満18歳になると様々な権利が得られると同時に裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与できますが、公職選挙法により被選挙権は衆議院議員・地方議会議員が満25歳以上、参議院議員が満30歳以上と規定されています。

OECD加盟国では、下院での被選挙権は満18歳以上が23か国、60.5%と最も多くなっており、25歳以上としているのは5か国、13.2%と少数派になっているのが現状であり、選挙権と被選挙権を18歳以上と統一している国も過半数を超えています。

最高裁判所は、立候補の自由は選挙権の自由な行使と表裏の関係にある重要な権利であり、憲法第15条第1項の保障する基本的人権の一つであるとの見解を示しています。

また、全国町村議会議長会は、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選挙までには全体の3分の1を超える34.1%の議会が無投票になる可能性があるとの見解を示しており、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権の年齢引き下げ等の対策が求められています。

よって、国においては、相応の義務を負うことになる成年年齢との均衡や国際的な潮流を踏まえ、被選挙権を満18歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬の在り方、さらには若者団体の活動継続に必要な支援等について、抜本的な改革を行うことを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

北海道余市郡余市町議会議長 藤野博三

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣